

# 特別支援教育

## 校内コーディネーターガイドブック



平成 27 年 3 月  
山口県教育委員会



## はじめに

平成 19 年度に特別支援教育が法的に位置づけられ、本県では、平成 20 年度から、総合支援学校への移行、特別支援教育センターの設置、地域コーディネーターによる巡回訪問の実施等、本県らしい特別支援教育がスタートし、各学校においては、校内委員会の設置や校内コーディネーターの指名など、校内の体制整備を進めてきました。

こうした中、現在、国におきましては、共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要があるとしており、発達障害を含め障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けて、一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握し、適切な指導及び必要な支援を行う「特別支援教育」の推進が、一層重要となっています。

特に、通常の学級の担任には、発達障害についての正しい理解と、一人ひとりの行動特性に応じた適切な対応が求められることから、県教委では「通常の学級における特別支援教育の充実のために（平成 26 年 3 月）」を作成し、公立小・中学校の全ての教員に配付するとともに、小・中学校を会場にした特別支援教育専門講習会の開催により、通常の学級における特別支援教育の視点を生かした授業づくりに取り組んでいます。

発達障害のある児童生徒には、「読むこと」「書くこと」「集中すること」などの特定の学習や行動に支援が必要であり、障害の特性に応じて対応できる教員の専門性と、相談支援を効果的に進めるための組織的な対応力の一層の向上が重要であると考えています。

また、全校体制による相談支援を効果的に進めるためには、各学校の特別支援教育の推進の要となる校内コーディネーターの役割が重要であることから、校内コーディネーターが活動を行うための基本的な事項、活動の内容や方法などについて、担当する教員の参考となるよう、事例等をまとめたガイドブックを新たに作成しました。本ガイドブックに掲載している事例等を参考にしつつ、校長等の管理職のリーダーシップのもとで、各学校の実情に即した取組を進めていただきたいと思います。

全ての学校における相談支援の実効性が向上し、障害のある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな指導や支援の実践の蓄積により、本県特別支援教育が一層充実していくことを期待しています。

平成 27 年 3 月

山口県教育委員会

— も く じ —

はじめに	(ページ)
1 特別支援教育コーディネーターとは	1
2 校内コーディネーターの役割と資質・技能	3
3 校内コーディネーターの1年間の活動	5
4 校内の支援体制の構築	10
5 校内委員会の開催	19
6 事例検討会の開催	23
7 関係機関との連携	30
8 校内研修の取組	35
9 通常の学級における特別支援教育の視点を生かした授業づくり	42
10 保護者との連携	51
11 「個別の教育支援計画」を活用した支援の引継ぎ	56
12 高等学校等における特別支援教育の充実	62
13 市町教育委員会における特別支援教育の推進	68
<資料編>	71
・ 県教委作成の特別支援教育研修用テキスト・理解促進用資料（一覧）	
・ 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進	
・ 障害のある子どもが十分に教育を受けられるための合理的配慮及びその基礎となる環境整備	
・ 障害のある児童生徒の就学相談・就学先決定の在り方 ～就学先を決定する仕組みの改正～	
・ 特別支援教育を充実させるための教職員の専門性向上等	